

岩手県森林審議会
林地保全部会の審議結果について

岩手県森林審議会林地保全部会

- 1 岩手県森林審議会林地保全部会の開催状況（令和6年12月11日～令和7年12月10日）
審議案件が無かったことから、林地保全部会は開催していない。
- 2 岩手県森林審議会の意見聴取を要しない案件について（令和6年12月11日～令和7年12月10日）
前回開催された森林審議会（令和6年12月11日）以降の許可状況は、別紙のとおり、工場、事業場の設置3件、宿泊施設、レジャー施設の設置1件となっている。

10ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

開発行為の目的	件数(件)	許可面積(ha)	摘要
工場、事業場の設置	3	9. 6312	太陽光発電施設3件
宿泊施設、レジャー施設の設置	1	4. 2309	
合計	4	13. 8621	

【参考1】

- ① 許可は「森林法第10条の2」に基づき、開発者が県に申請した林地開発許可申請に対して、県・権限移譲市町村が許可するもの。
- ② 同意は「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき、開発者が市町村に申請した「設備整備計画」について、市町村が県に協議して同意を求めるもの。

【参考2：岩手県森林審議会への諮問要件】

- ① 森林法第10条の2の規定に基づき知事が行う開発行為の許可で、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの、審議会諮問後の面積が累計で5ヘクタール以上増加するもの及びその他知事が特に必要と認めるもの。
- ② 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づき知事が行う設備整備計画の同意で、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの、審議会諮問後の面積が累計で5ヘクタール以上増加するもの及びその他知事が特に必要と認めるもの。
- ③ 森林法第26条及び第26条の2の規定に基づく保安林の転用に係る解除（※1）で、保安林の転用に係る解除面積が1ヘクタール以上のもの、1ヘクタール未満のうち知事が特に定めた（※2）もの及び国土、環境等の保全上特に支障があると認められるもの。

※1 国又は地方公共団体が行うものを除く。

※2 次に該当するもの。

- (1) ゴルフ場、別荘地又はレジャー施設に係るもの。
- (2) 土石採取に係るもの。
- (3) 宅地造成に係るもの。
- (4) 工場又は事業場及びその関連施設に係るもの。

別紙

1 森林審議会林地保全部会審議案件の林地開発許可

(令和6年12月11日～令和7年12月10日)

No.	開発行為者名	開発の目的	開発行為地	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	許可面積 (ha)	許可 累計面積 (ha)	許可年月日 (予定)	備考
			審議案件なし						
	計	0件		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000		

2 森林審議会林地保全部会審議対象外の林地開発許可（目的別）

(令和6年12月11日～令和7年12月10日)

No.	開発行為者名	開発の目的	開発行為地	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	許可面積 (ha)	許可 累計面積 (ha)	許可年月日 (予定)	備考
1	三井不動産株式会社	工場、事業場の設置	滝沢市留が森地内	4.4227	2.6339	2.3033	2.3033	R6.12.24	太陽光発電施設
2	株式会社SHIKOU	工場、事業場の設置	金ヶ崎町六原野中地内	6.1648	4.8144	4.2648	4.2648	R7.1.17	太陽光発電施設
3	有限会社介護施設あお空	工場、事業場の設置	田野畠村真木沢地内	6.9179	6.9179	3.0631	3.0631	R7.3.3	太陽光発電施設
	計	3件		17.5054	14.3662	9.6312	9.6312		
1	株式会社岩手マイタック	宿泊施設、レジャー施設の設置	盛岡市蘗川字外山地内	12.2409	8.0086	4.2309	4.2309	R7.7.29	
	計	1件		12.2409	8.0086	4.2309	4.2309		
	合計	4件		29.7463	22.3748	13.8621	13.8621		